宅建企業年金基金　事務のご連絡

（令和８年１０月号）

１．令和8年10月１日からの変更内容について

財政再計算（法律に基づき、５年ごとに適正な掛金率を算定する仕組み）の結果に基づき、令和８年１０月１日から変更となった事項は以下のとおりです。

（１）基金掛金率の内訳

全体の掛金率２．５％に変更はございません。

当基金の掛金額は、毎月「標準給与　×　掛金率（２．５％）」で計算され、「納入告知金額通知書」にてご連絡いたします（全額事業主負担）。

令和８年１１月中旬にお届けする「納入告知金額通知書（令和８年１０月分掛金）」より反映いたします。

掛金種類	使　途	令和８年９月分までの掛金率	**令和８年１０月分からの掛金率**	増　減
標準掛金	給付に充てる掛金	１．６％	１．６％	±０．０
リスク対応掛金	不測の事態へ備える掛金	０．４％	**０．３％**	**－０．１**
事務費掛金	基金の運営に充てる掛金	０．５％	**０．６％**	**＋０．１**
合　計		２．５％	２．５％	±０．０

（２）当基金の他制度掛金相当額

ｉＤｅＣｏに加入されている方や、検討されている方へ必ずご周知ください。

「他制度掛金相当額」とは、ｉＤｅＣｏ（個人型確定拠出年金）の加入者が拠出限度額を計算する際に必要となる金額で、ＤＢ（確定給付企業年金）制度としての当基金の掛金が該当し、加入者全員一律の適用となります。

毎月ご負担いただいている当基金の掛金額とは異なります。

令和８年１０月から	**月額　７，０００円（一律）**

【ｉＤｅＣｏの拠出限度額について】

当基金（ＤＢ）に加入されている方のｉＤｅＣｏの拠出限度額は、次のとおり定められており、ご自身が拠出限度額を超えない範囲でｉＤｅＣｏの掛金額を設定する必要がございます。

ｉＤｅＣｏの拠出限度額（令和８年１０月以降）

＝　月額５５，０００円　－　企業型ＤＣ掛金額※　－　他制度掛金相当額

（令和８年１２月分から６２，０００円）　（加入なしなら０円）　（当基金加入者７，０００円）

ただし、月額２０，０００円が上限（令和８年１２月分より上限撤廃）

※ 当基金以外に「企業型ＤＣ」にも加入されている場合、加入区分は「ＤＢと企業型ＤＣに加入している」となり、各月の企業型ＤＣの事業主掛金額も控除します。

注：令和８年１２月分より月額２０，０００円の上限が撤廃されると、計算した実額が拠出限度額の上限に直接影響する仕組みに変わりますのでご注意ください。

２．標準給与の改定について（当基金は10月１日から適用となります）

年に一度、当基金で適用する標準給与の見直しのため、日本年金機構（以下、「機構」といいます）発行の各種「通知書」の写しのご提出にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

機構からの送付が遅れている等のご事情により、当基金へまだご提出されていない事業所におかれましては、すみやかにご提出くださいますようお願い申し上げます。

当基金では、ご提出いただきました機構発行の各種「通知書」の写しの「決定後の標準報酬月額（厚年）」を令和８年１０月１日から適用する標準給与として記録し、令和８年１１月中旬に「宅建企業年金基金　加入者標準給与決定通知書」により事業所に通知いたします。

当基金に写しをご提出いただきたい通知書

機構へ提出された届書	機構から送付される「通知書」の正式名称	写しをご提出いただきたい「通知書」の適用（改定）年月
算定基礎届	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」	適用年月の欄が、「Ｒ８．９」と表記の通知書
月額変更届	「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」	改定年月の欄が、「Ｒ８．７」、「Ｒ８．８」、「Ｒ８．９」と表記の通知書

※ 同時に二以上の事業所に勤務されている方は、
「二以上事業所勤務被保険者 標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。

１０月改定となる「月額変更届」のご提出は不要です

令和８年７月に支払われた給与から変動があり、７月・８月・９月の３カ月分の報酬に基づき平均額を算出した「月額変更届」を機構にご提出された場合に、後日機構より送付される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（改定年月：令和８年１０月）」の写しにつきましては、当基金へのご提出は不要です（１０月改定となりません）。以降、１１月改定から６月改定まで同様のお取り扱いとなります。

このお取り扱いは、当基金で適用する標準給与は「毎年９月１日現在における厚生年金保険の標準報酬月額」とするという規約に基づいております。

３．10月分処理の届出のご提出期限は、令和8年10月30日(金)です

令和８年１０月分処理の適用書類（資格取得届、資格喪失届等）届出のご提出期限は、令和８年１０月３０日（金）当基金到着分までとさせていただきます。

締切日までにご提出いただきました届書に基づいて、令和８年１１月中旬に、次の各種書類を当基金よりお届けいたします。

【事業所宛】「納入告知金額通知書（令和８年１０月分掛金）」ほか掛金書類
【個 人 宛】資格喪失された方（資格喪失届）のうち、当基金給付を受けることができる方に、給付手続きのご案内（ご自宅へお届けいたします）

宅建企業年金基金　〒101-0032　東京都千代田区岩本町２－６－３　全宅連会館５階
受付時間：９：００～１７：００（土日祝日を除く）　TEL：03-3865-6321　FAX：03-3865-6361
ホームページ URL：http://www.takken-kikin.or.jp